

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(教育機関)</p> <p>第28条 茂原市に置く教育機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>茂原市学校給食センター</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(教育機関の長)</p> <p>第29条 前条の教育機関には、第1号においては校長を、第2号においては園長を、<u>第3号においてはセンター長を、第8号においては所長を</u>、第4号、第5号、第6号、第7号及び<u>第9号</u>においては館長をそれぞれ置くものとする。</p>	<p>(教育機関)</p> <p>第28条 茂原市に置く教育機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>茂原市立学校給食共同調理場</u></p> <p>(4)～(9) (略)</p> <p>(教育機関の長)</p> <p>第29条 前条の教育機関には、第1号においては校長を、第2号においては園長を、<u>第3号及び第8号には所長を</u>、第4号、第5号、第6号、第7号、<u>第9号及び第10号</u>においては館長をそれぞれ置くものとする。</p>

附 則 (令和X年X月X日茂原市教育委員会規則第X号)

この規則は、令和元年9月1日から施行する。